

1. 道路特定事業計画策定にあたって

1-1. 道路特定事業計画策定の趣旨



神戸市では、新たな時代を見据え、さまざまな課題に対応し持続的に発展できるまちづくりを進めていくため、「第5次神戸市基本計画 神戸づくりの指針」を策定した。

また、「神戸づくりの指針」の5箇年の実行計画となる「神戸2020ビジョン」（平成28年3月）、みちを活かし暮らしを豊かにすることを目指している「みちづくり計画」と連動し「安全・安心を守るみちづくり」として、道路のバリアフリー化を推進している。

平成12年（2000年）度に施行された「交通バリアフリー法」に基づき、平成14年（2002年）度に「神戸市交通バリアフリー基本構想」を策定し、駅等の旅客施設及びその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として三宮・元町・神戸・垂水地区を指定した。

これら重点整備地区の道路のバリアフリー化の整備計画として、「道路特定事業計画」を策定し、駅と公共施設などの主要施設を結ぶ経路のバリアフリー化を行った。

また、平成18年（2006年）度に施行された「バリアフリー新法」に基づき、平成23年（2011年）度に「神戸市バリアフリー基本構想」を策定し、新たに、駅等の旅客施設及びその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として住吉・六甲道・三宮・湊川・鈴蘭台・長田・板宿・垂水・西神中央地区を指定した。（三宮・垂水については、前回と概ね同エリア）

今回、「神戸市バリアフリー基本構想」（H23）の改訂に伴い、「神戸市バリアフリー道路特定事業計画」を改訂することとする。

本事業計画は、住吉・六甲道・三宮・湊川・鈴蘭台・長田・板宿・西神中央地区における道路事業について、整備を実施する区間、整備内容のほか、平成32年度を目途とした整備の年次計画等を定めるものである。

なお、計画の策定にあたっては、基本構想で指定された生活関連経路に加えて、地形条件等の制約により完全なバリアフリー化は困難なものの、整備を進めるべき重要な経路を生活関連経路に準ずる経路（以下「準生活関連経路」という。）として設定し、「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」に基づき可能な限りのバリアフリー化を進めていくこととした。

